

担 当 者 殿

一般財団法人日本自動車査定協会
福岡県支所

古物商確認(商品中古自動車確認証明業務)について

標記の件、改正古物営業法(2018年4月25日公布)の全面施行(2020年4月1日)に伴い、主たる営業所等の届け出を2020年3月31日までに行っていない場合、古物商許可が失効することが発表されました。

商品中古自動車確認証明業務は、「古物商の許可を受けているもの」による申請が対象となりますので、申請時には古物商許可番号を確認しますが、番号確認に加えて「届け出がなされている(許可が失効していない)こと」を確認する必要があります。

つきましては、当該業務の受付時(2020年4月)には、下記を参考に古物商の許可が失効していないことをご確認いただきますよう、宜しく願いいたします。

記

- 確認方法

次のいずれかの方法で確認してください。

- 1) 事業者に対して、警察署から届け出後に交付される書面の写しの提出を求める。(全国一律のものはありません。警察署ごとの対応による書類ですので、対応していない警察署もあります)
- 2) 申請者に対して、届け出済である旨の自認書の提出を求める。

以上

(記 入 例)

一般財団法人日本自動車査定協会

〇〇〇 支所 殿

主たる営業所等の届出に関する自認書

私(当社)は2018年4月25日に公布された改正古物営業法における、主たる営業所等の届出を、以下の通り済ませたことを自認いたします。

記入日	2020 年 4 月 20 日
記入者名	査 定 太 郎 
古物商許可名義	〇 〇 〇 〇 自 車 売 販 売 (株)
許可証番号	第 000000000000 号
住所	東京都港区西新橋 2-34-4
電話番号	03 (0000) 0000
届出警察署	愛 宕 警 察 署
届出日	2019 年 10 月 1 日

以上

一般財団法人日本自動車査定協会

福岡県 支所 殿

主たる営業所等の届出に関する自認書

私（当社）は 2018 年 4 月 25 日に公布された改正古物営業法における、主たる営業所等の届出を、以下の通り済ませたことを自認いたします。

記入日	年 月 日
記入者名	印
古物商許可名義	
許可証番号	
住所	
電話番号	()
届出警察署	警 察 署
届出日	年 月 日

以上